

「指定催し」の公示

羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例第 42 条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しと指定したので、同条第3項の規定に基づき公示します。

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間(時間)	自 年 月 日() 時 分 至 年 月 日() 時 分

現在のところ「指定催し」はありません。